

県南広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年4月10日

県南広域振興局長 細川倫史

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400152	社会福祉法人奥州市社 旗福祉協議会	奥州市社協訪問入浴サービス 「ほっと」	奥州市胆沢区南都田字 石行30番地1	平成30年3月31日